

平成31年度 事業計画

I 基本方針

関係法令をはじめ、当センター定款第4条の規定及び第1次中期経営計画、地域ニーズ、全国シルバー事業協会の「第2次会員100万人計画」等を鑑み、次の事業計画を策定する。

- 1 地域ニーズに応じた就業開拓提供事業
- 2 地域社会に理解と協力を求める普及啓発事業
- 3 希望する就業分野の技能習得及び向上のための研修・講習事業
- 4 就業率の向上並びにサービス内容の改善・充実を図る調査研究事業
- 5 相談・親睦事業
- 6 安全意識の徹底と事故防止に資する安全就業推進事業
- 7 その他事業目的達成のために必要な事業

II 実施計画

I 就業開拓提供事業

名 称	内 容
就業開拓推進	前年度の方針を踏襲し、事務局および就業開拓担当職員が中心となり、積極的に公共団体、企業、家庭を訪問し、高年齢者に相応しい就業機会の開拓を行うとともに、受託した仕事は懇切丁寧に行いリピート率の向上に努める。
子育て支援・介護予防・日常生活支援総合事業	当年度より派遣事業所を開設し、地域ニーズの高い子育て支援「ファミリーサポート事業」及び家事援助事業、並びに通院送迎事業へ参入する。
顧客管理の徹底	顧客の声を正確に把握・分析し、金額、仕事の完成度、待遇等、どのような顧客体験がどの程度ロイヤリティに影響するかを数値化し、改善優先度を導くことを通じて、顧客ロイヤリティをはじめリピート率・顧客単価の向上を図る。
関係機関との連携強化	島内社会福祉関係事業所、ボランティア団体等との連携強化のため、会合やイベント等に積極的に参加し、シルバー事業をPRするとともに各団体のニーズ把握に努める。

2 普及啓発事業

名 称	内 容
広報誌「シルバーみやげ」の発行	「シルバーみやげ」を年12回発行し、役場各出張所、関係機関に配布・設置する。なお、普及啓発月間および安全就業強化月間等においては臨時号を発行する。
合同広報誌「わっしょい」の全戸配布	就業開拓の一助とするため、役場並びに島内で社会福祉事業を行う2法人の協力を得て合同広報誌を年2回発行し、団体間の交流促進を図りながらそれぞれの事業内容を広くPRする。
ホームページ	ホームページを随時更新し、当センターの最新の事業実施状況等を島内外に広く公開・提供する。
ボランティア活動	地域社会への貢献および社会奉仕活動の一環として、社会福祉協議会主催の福祉まつり(9月実施)及び普及啓発月間(10月)にボランティア活動を実施する。
各種イベント参加	関係機関開催のイベント会場(マリンスコーレ・産業祭・他)にブースを設置し、広報媒体(グッズ、リーフレット、他)を来場者に配布する。

3 研修・講習事業

名 称	内 容
研修・講習・勉強会	東京都シルバー人材センター連合をはじめ、第2ブロックシルバー人材センター等が企画する各種会合に出席し、事業運営上必要となる知識・技能の習得に努める。
技能講習会	関係機関に依頼し、刈払機安全衛生講習会をはじめ、自動車運転実地講習会、AED使用法にかかる講習会等を開催し、会員の技能維持及び向上に努める。
安全講習会の開催	関係機関に依頼し、定時総会やボランティア等で会員が多数集まる機会に熱中症や骨粗しょう症、転倒予防等にかかる講習会を開催し、会員の健康維持及び増進に努める。

4 調査研究事業

名 称	内 容
適正就業の推進	更なる適正就業の推進のため、当年度も引き続き請負に馴染まない就業現場はないか、また、契約書に雇用を連想するような不適切な文言がないか等、随時巡回・確認し、発見した場合は関係機関と協議してその修正に努

	める。なお、雇用を連想するような就業については、就業形態を順次派遣に切り替えていく。
未就業会員調査の実施	会員状況調査等を通じて未就業会員の未就業原因について調査・分析し、うち就業希望会員についてはワークシェアリング等によって就業機会を公正・公平に提供し就業率の向上に努める。

5 相談・親睦事業

名 称	内 容
共働・共助の事業理念の浸透	地区組織・職群別組織を積極的に活用し、横のつながりの強化を図りながら一体感、仲間意識の醸成に努め、併せて共働・共助の事業理念の浸透を図る。
新入会員の増強	理事の協力を得て、全国シルバー人材センター事業協会の「第2次会員100万人計画」と当センターの中期経営計画の整合性を図りながら新入会員の増強に努める。
打合せ会	職群内における打合せ会を定期的に行い、横の連携を強化するとともに、理事会、委員会、専門部会の縦系に絡め、問題意識の共有に努める。
リーダー会議	各職群のリーダー会議を定期的に行い、それぞれが抱えている悩みや問題、課題等を全リーダーで共有・協議し、その解決に当たる。

6 安全就業推進事業

名 称	内 容
情報共有	全シ協発行の「安全就業ニュース」をはじめ、東京都シルバー人材センター連合発行の「事故速報」を全ての安全管理・支援委員へ配布し、事故の発生状況等の情報共有に努める。また、島しょ地区特有の事故の把握と抑止のため、第2ブロックシルバー人材センター事務局長会議並びに実務担当者会議等を活用して、島しょ地区シルバーからヒヤリハット事例を収集する。
規程・基準等の見直し	作業別安全就業基準や安全就業パトロールチェックリスト等の見直しを常に行い、当センターの実態に即した規程の整備に努める。
安全就業パトロール	不安全・不完全行動を把握するため、安全就業推進員による現場確認を随時行うとともに、安全対策実施計画

	に基づき安全就業パトロールを年6回、安全管理委員長によるパトロールを年12回実施する。 なお、パトロール中に不安全・不完全行動を発見した場合には改善命令書を作成し、就業現場リーダーにその報告を義務付け事故の未然防止に努める。
講習会	関係機関に依頼し、熱中症や転倒予防、刈払機の操作・点検、交通安全に係る講習会等を開催し、会員の健康維持と増進および技術の向上に努める。
講習会・定期健診等の奨励	健康な体が安全就業の根幹であることを踏まえ、役場や保健所が実施する各種講習会や定期検診への参加を強く奨励する。

7 その他

名称	内容
事務局体制の強化および地域社会との連携	○事務局職員の研修機会拡大 三宅村役場並びに三宅村福祉関係事業所(三宅島社会福祉協議会・あじさいの会)と月一回調整会議を開催し、情報共有及び連携強化を図り、もって三宅村高齢者保健福祉計画等の推進に努める。
地域福祉の増進	○相互扶助 各地区老人クラブをはじめ、三宅島社会福祉協議会が開催する「三宅島高齢者ふれあい会食会」等への参加を積極的に呼びかけ、関係団体との連携強化を図る。
特別会員の拡充	○支援活動 健康上、その他の理由から常勤できないものの社会復帰及び働く意欲のある村民を特別会員として受け入れ、地域社会に貢献するとともに地域福祉の増進、会員増強に努める。

【参考資料】定款第4条

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供。
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施。
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業。
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。